

地域の創意と工夫に基づく提案型の情報通信基盤整備及びその利活用を推進し、住民がICTの利便性を享受できる社会を構築

1 施策の概要

(1) 地域情報化総合計画（仮称）の作成

- ・ NPO等と連携する等、市町村は地域の情報通信基盤整備、及びその利活用計画を作成。
- ・ 計画においては目標設定（例：ブロードバンド実利用率、システム利用率、システムの満足度、ICT企業の開業率等）を義務づけ。

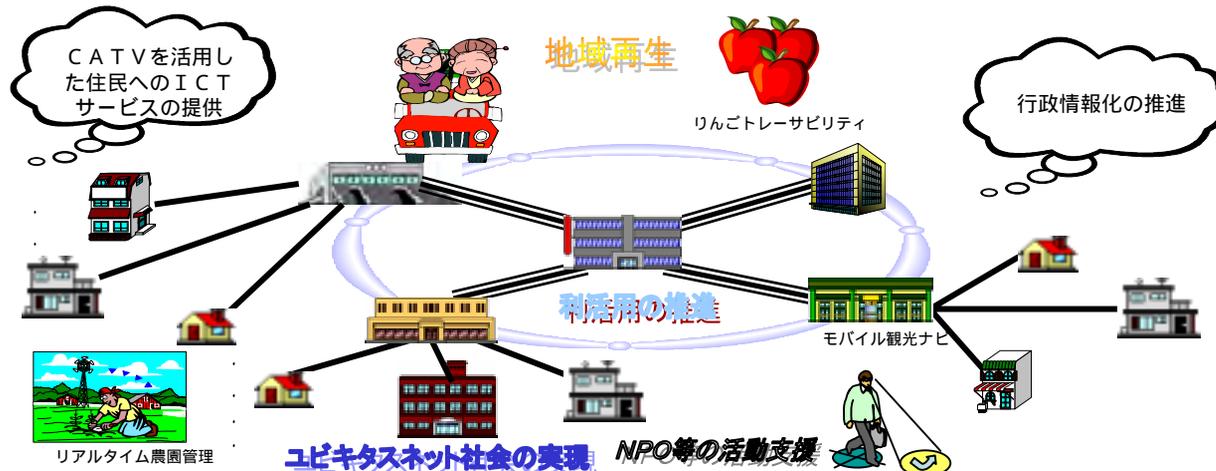
(2) 補助金の交付

- ・ 国の詳細な事前関与を廃し、計画全体が採択対象
- ・ 競争原理を導入し、学識経験者等第三者による外部評価も活用
- ・ 対象事業：下記 及び を複合的に行う事業に対して支援
 - 地域住民のニーズに即した映像情報等を提供する設備及び施設の設置
 - インターネット等を活用した行政サービスを地域住民に提供する設備及び施設の設置
 - 計画に位置づけられた調査費や社会実験費等の地域提案型事業（全事業費の2割以内）
- ・ 事業主体と補助率：市町村及びその連携主体（1 / 2）
第3セクター、公益法人、NPO（間接補助1 / 3）

(3) 事後評価の実施

2 予算内示額

4.8億円（17年度）



「地域情報化プロデューサ支援制度(仮称)」の創設検討

- ✓ 地域情報化推進団体が登録用データベースや支援を担当。
- ✓ 地域情報化の取組団体のリーダー等は、「地域情報化リーダーディレクトリ」に自ら登録。
- ✓ 登録されたリーダーについて、他のリーダー、学識者、自治体の情報化担当者等の評価(レビュー)対象とし、一定の評価を受けた者を「地域情報化プロデューサ」として認定。
- ✓ 地域情報化プロデューサが他の取組(NPO、自治体が主体で取り組む計画のものに限る。)に対してアドバイスするときの費用(旅費等)又は地域情報化プロデューサ会議(仮称)に参加するときの費用(同)について、地域情報化推進団体が負担する。
- ✓ (地域情報化推進団体には、国が計画される費用の一部を助成。)

